

# ミャンマー政府による研究開発を含む知的財産に関する各種優遇・支援制度



Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成  
(日本国弁理士)

Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ビエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

## ■概要

ミャンマーでは、新しい知財法案の成立に向けた動きが活発化するなど、知財制度が整備されつつあるが、ミャンマー政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度として、現状では、日本などにおいてみられる出願手数料等の減免や、補助金の支給といった制度はない。一方、外国からの投資を促進するための制度があり、その中には、知的財産と関連が深いと考えられる研究開発に関する税制上の優遇制度も存在するため、紹介する。

## ■詳細

ミャンマー政府は、外国からの投資に関する法令として、ミャンマー投資法(MIL: Myanmar Investment Law (2016))、ミャンマー投資規則(MIR: Myanmar Investment Rules (2017))、および、ミャンマー経済特区法(SEZL: Myanmar Special Economic Zone Law (2014))を制定、施行している。

これらの法令のうち、ミャンマー投資法(MIL)およびミャンマー投資規則(MIR)では、外国投資家に対する税制上や土地使用権に関する優遇措置、ミャンマー経済特区法(SEZL)では、経済特区における外国人投資家に対する税制上の優遇措置が定められている。これらの詳細について以下に紹介する。

## 1. ミャンマー投資法(MIL)における税制上の優遇措置

### (1) 優遇内容

ミャンマー投資法(MIL)は、主に、以下の(a)~(f)のような、外国投資家に対する税制上の優遇措置を設けており、中には、(d)のような研究開発費を経費として控除できる優遇措置もある。

(a)最も開発が進んでいない区域であるゾーン(1)の投資事業については、営業活動の最初の年を含む7年間、適度に開発が進んだ区域であるゾーン(2)の投資事業については営業活動の最初の年を含む5年間、十分に開発が進んだ区域であるゾーン(3)の投資事業については営業活動の最初の年を含む3年間、所得税の免税が認められる(同法第75条)。

(b)ミャンマー投資委員会(MIC)の許可または是認(Endorsement)を得た投資事業から得られた利益を、当該投資事業または類似の種類投資事業に、1年以内に再投資する場合、所得税の免税または減税が認められる(同法第78条(a))。

(c)投資活動に使用される機械、設備、建物または資本資産の規定耐用年数よりも短い減価償却期間に基づく、商業活動開始年からの減価償却計算後の所得税申告を目的とする減価償却費を計上する権利を有する(同法第78条(b))。

(d)ミャンマーにおいて実施された研究開発のための経費を控除する権利を有する(同法第78条(c))。当該活動は営業目的に関連し必要不可欠でなければならない。

(e)投資事業の建設期間または準備期間において輸入されたものであって、ミャンマー国内で入手できない機械、設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建築資材、および、事業で使用する資材に対する関税若しくは他の国内税またはその両方の免税および減税が認められる(同法第77条(a))。

(f) 輸出用製品の製造を目的とした輸出志向投資事業による輸入原材料および半製品に対する関税若しくは他の国内税またはその両方に対する免税および減税(同法第77条(b))や、輸出用製品の製造に用いられる輸入原材料お

よび半製品に対する関税若しくは他の国内税またはその両方の還付が認められる(同法第 77 条(c))。

## (2)申請方法

投資家が免税または減税を受けたい場合、免税または減税の申請書を提出することができる(ミャンマー投資規則(MIR)第 80 条)。投資家が連邦内でさらなる資本投資を行いたい場合、免税または減税は、追加の資本投資分にも適用される(同規則第 81 条)。申請書において、投資家は享受する免税または減税を特定する必要(同規則第 82 条)や、開発ゾーンでの所得税の免税を申請する場合、投資家が投資するゾーンを記載する必要がある(同規則第 83 条)。

投資家が関税または他の国内税の免税または減税を申請する場合、投資家は以下の情報を提供する必要がある(同規則第 84 条)。

- (a)投資建設並びに投資準備のための機械、装置、機器、機械部品、スペアパーツ並びに事業で使用する物品のリスト並びに現地では入手できない建設資材のリスト並びに 4 桁の HS コードおよび HS コードの章と物資の詳細
- (b)投資家が関税およびその他の国内税を含む税の減免を望む輸入物資の合計額

## (3)優遇措置を受けるための要件

ミャンマー投資委員会(MIC)は、申請内容が以下の基準に適合するかを審査する(同規則第 91 条)。

- (a)ミャンマー国内の法律に従って行動し、投資を行っていること。
- (b)免税または減税の申請を本法律に従って行っていること。
- (c)所得税の免除につき、すべての投資が投資促進分野で行われること。
- (d)ミャンマー国内における追加資金および追加資本の拠出額が 30 万ドルを超えること。
- (e)MIC 許可若しくは是認を取得したまたは申請中であること。
- (f)所得税免除申請の場合、ミャンマー投資委員会が定める告示で規定されたゾーン 1、2、3 またはこれら複数にまたがって投資を行っていること。

- (g)投資が、新たな雇用機会の創出および熟練労働力の発達を支援すること。
- (h)新たなテクノロジーまたはビジネススキルをミャンマーにもたらすこと。
- (i)投資が、ミャンマー国内における市場競争の強化、効率性若しくは生産性の向上、サービスまたはインフラの向上をもたらすこと。
- (j)投資がミャンマーの輸出収入を増加させること。

なお、(a)～(f)までは必須条件であり、(g)～(j)はまでは非必須条件である(同規則第92条)

#### (4)投資促進分野

上記、優遇措置を受けるための要件(c)に記載の投資促進分野は、2017年4月1日公布のMIC通達13/2017において、以下の20分野であることが規定されており、20番目の促進分野に「科学研究開発」が含まれている。

- 1)農業およびその関連事業(たばこ葉の栽培やたばこ製品の製造を除く)
- 2)植林、森林保護事業並びにその他の関連事業
- 3)家畜生産、魚介の養殖および生産、並びに関連事業
- 4)製造業(紙たばこ、酒類、ビール、および、健康に害を及ぼす製品を除く)
- 5)工業団地の開発
- 6)新都市の開発
- 7)都市開発事業
- 8)道路、橋梁、鉄道用線路の建設
- 9)海港、河川港並びにドライポート(積替ターミナル)の建設
- 10)空港の運営管理、メンテナンス
- 11)航空機のメンテナンス
- 12)輸送事業
- 13)発電、送電
- 14)再生可能エネルギーの生産
- 15)通信事業
- 16)教育事業

- 17)健康関連事業
- 18)情報技術(IT)関連事業
- 19)ホテル、観光
- 20)科学研究開発事業

20 番目の「科学研究開発事業」については、特に、①農業および品種改良の科学研究開発、②医学教育および医薬品の研究、③産業発展、工学および技術に関する研究、④収穫後の技術の研究、⑤農業科学の研究、⑥伝統医薬品および臨床検査サービスの研究、⑦地質学の研究に関する研究開発が優先される。

## 2. ミャンマー投資法(MIL)における土地使用权に関する優遇措置

ミャンマー投資法(MIL)には、以下のような外国投資家を対象とする土地使用权に関する優遇措置も存在する。

外国投資家は、土地や建物を、ミャンマー投資委員会から MIC 許可または是認(Endorsement)を受領した日から起算して当初期間として 50 年までの期間、連邦政府や政府機関から又は土地所有者や建物所有者からリースすることができる。さらに、ミャンマー投資委員会の承認を得て、土地または建物のリースの当初期間から 10 年間の延長を 2 回受けることができる(同法第 50 条)。

## 3. ミャンマー経済特区法(SEZL)における税制上の優遇措置

### (1)ミャンマー経済特区法(SEZL)

ミャンマー経済特区法(SEZL)には、以下の 1)~9)の税制上の優遇措置があり、その中には、9)のような研究開発の経費を損金処理として認める措置がある。

なお、各用語の定義は以下のとおりである(同法第 3 条)。

- ・「フリーゾーン (Free Zone)」は、ミャンマーの外側とみなされ、管理委員会により指定され、輸入関税が課せられない。また、フリーゾーン事業地域、製造地域、運搬および供給地域、国際卸売取引地域が含まれる。



- ・「フリーゾーン事業 (Free Zone Activity) 」とは、フリーゾーン内の輸出事業および、フリーゾーンとプロモーションゾーンが区別されていない経済特区内に所在するフリーゾーン内の製造業と類似の権利を享受できる事業を意味する。
- ・「プロモーションゾーン (Promotion Zone) 」とは、関税地域であり、かつ、フリーゾーン以外の経済特区内の地域または以下に定義されるその他の事業を意味する。
- ・「その他の事業 (Other Business) 」とは、プロモーションゾーン内の事業および、フリーゾーンとプロモーションゾーンが区別されていない経済特区内に所在するプロモーションゾーン内の製造業と類似の権利を享受できる事業を意味する。
- ・「投資家 (Investor) 」とは、経済特区で事業を行うことについて管理委員会から許可された国民、外国人または合併会社を意味する。
- ・「開発者 (Developer) 」とは、経済特区におけるインフラの整備、事業の運営および維持を行うものとして管理委員会に認められた個人または会社を意味する。

1)投資家は、次の所得税の免税および減税の権利を有する(同法第 32 条)。

- (a)フリー・ゾーンにおける投資事業またはフリー・ゾーンでの事業に対して、商業活動の開始から最初の 7 年間、所得税の免税
- (b)プロモーションゾーンにおける投資事業、または、経済特区の境界でのその他の事業に対して、商業活動の開始から最初の 5 年間、所得税の免税
- (c)フリー・ゾーンおよびプロモーションゾーン内の投資事業に対して、2 期目の 5 年間の、既存法で規定された所得税の 50%減税
- (d)フリー・ゾーンおよびプロモーションゾーン内の投資事業に対して、準備金として 1 年以内に事業に再投資する場合、事業から得られた利益に関して、3 期目の 5 年間の、既存法で規定された所得税の 50%減税

2)開発者は、次の所得税の免税および減税の権利を有する(同法第 40 条)。

- (a)事業活動の開始から最初の8年間、所得税の免税
  - (b)2期目の5年間の、既存法で規定された所得税の50%減税
  - (c)準備金として1年以内に事業に再投資する場合、事業から得られた利益に関して3期目の5年間の、既存法で規定された所得税の50%減税
- 3)輸入税に関する免税および減税の権利は以下のとおりである(同法第44条)。
- (a)開発者に対して、インフラおよび自身のオフィスのための建設資材；機械装置；機械；業務用自動車・業務資材関税；の輸入に関する関税および他の関連する税金の免税
  - (b)フリー・ゾーンの投資家に対して、製造用原材料、機械装置および必要な製造用スペアパーツ；工場、倉庫、自身のオフィスを建設するための建設資材・自動車；の輸入に関する関税および他の関連する税金の免税
  - (c)フリー・ゾーンの投資家に対して、貿易品；積送品；自動車；免税卸売取引、輸出取引、および、供給・輸送サービスのために不可欠な他の物品；の輸入に関する関税および他の関連する税金の免税
  - (d)プロモーションゾーンの投資家に対して、商業活動の開始から最初の5年間、販売用ではない装置・機器およびそれらが必要とするスペアパーツ；工場・倉庫・自身のオフィスのために建設資材；事業に不可欠な他の物品；の輸入に関する関税および他の税金の免税、並びに、続く5年間の関税および他の税金の50%減税
- 4)プロモーションゾーンの投資家は、
- (a)通常、製造用の原材料および他の商品の輸入に関する関税および他の税金を支払うものとし、
  - (b)(a)項で輸入された物品によって製造された製品または半製品が輸出され、またはフリー・ゾーンにある物品を輸入する場合、支払った関税または他の税金の払い戻しを申請できる(同法第45条)。
- 5)経済特区の開発者および投資家は、損失補填の年の後の5年間、損失を取り戻すことが認められる(同法第48条)。